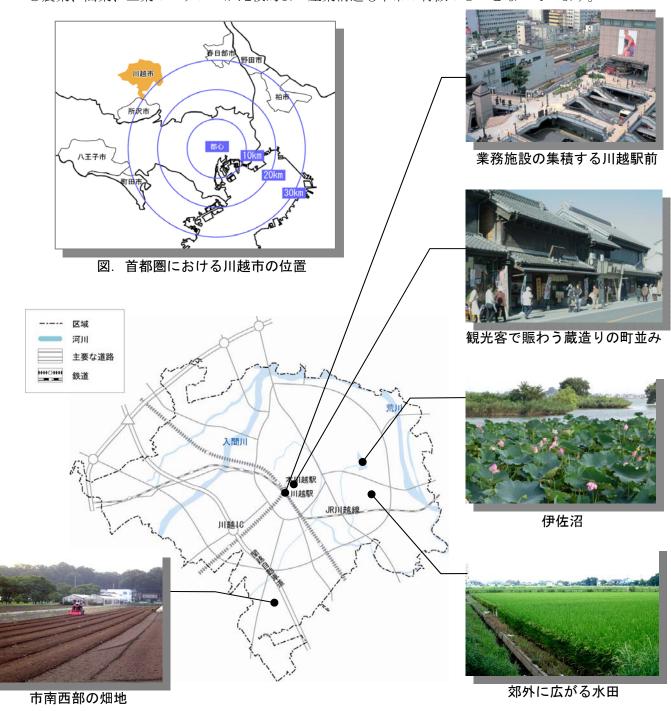
皿. 川越市農業の現状と課題

1. 川越市の概要

- ○川越市は関東平野の中央部から西部にわたる埼玉県の中央部よりやや南西部に位置しており、首都 30km 圏と都心部に比較的近い地理条件にあります。
- ○土地はおおむね平坦ですが、入間川に沿った北東部は低地、南西部は台地となっています。
- ○市内の総人口は平成20年10月時点で336,407人であり、近年は微増傾向が続いています。
- ○観光客数は増加傾向にあります。
- ○農業、商業、工業のバランスが比較的よい産業構造も本市の特徴の1つとなっています。



2. 川越市の農業の現状

(1)農業に従事する人口

- ○平成17年の農業従事者(販売農家)数は7,397人、農家戸数(販売農家+自給的農家)は3,422 戸となっています。農業従事者数は、平成12年(8,958人)より減少しています。
- ○自給的農家を除く農家戸数のうち、専業農家が509戸、第1種兼業農家が246戸、第2種兼業農家 1,779戸で、兼業農家が8割を占めます。このうち、第1種兼業農家の減少割合が最も大きくなっています。
- 〇農業従事者のうち、65 歳以上の占める割合は 35.8%で、全国および埼玉県の平均と比較して低くなっています。一方、 $15\sim29$ 歳、 $30\sim59$ 歳の占める割合は全国・埼玉県平均よりも高くなっています。
- ○市内の認定農業者数は平成 21 年 1 月現在、121 人で、平成 13 年度以降増加傾向にあります。

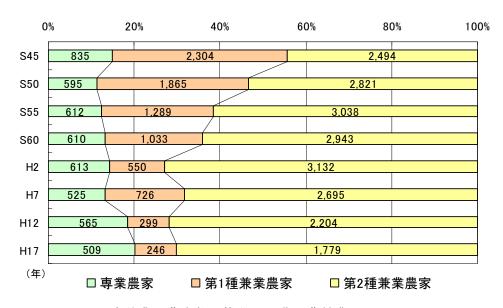
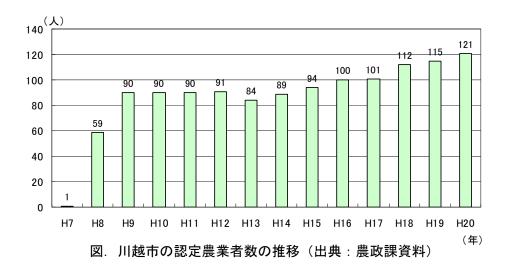


図. 専兼業別農家数の推移(出典:農林業センサス)



(2)農地

- ○平成 17 年の経営耕地の面積は 2,654ha で、県内でも有数の面積を保有し、市域の約 24%を占めています。一方で、農地転用等の進行によって昭和 60 年の 7 割まで減少しました。
- ○地形の特性が農地の利用形態に影響しており、河川沿いの低地となる市北東部は水田地帯、台地となる市南西部には畑地が多く存在します。利用形態による内訳(平成17年)は水田63%、畑35%、樹園地2%となっています。
- ○市南部に広がる三富地域は、道路沿いに住まいが並び、裏に畑地が短冊状に伸びるとともに、風よけや燃料確保のための二次林が周囲に配置されているという、特徴的な景観を保っています。 しかし、近年の農地転用の進行等により歴史的な地割りは崩れ始めています。
- ○耕作放棄地面積は年々増加の傾向にあり、平成 17 年現在、約 295ha (農林業センサス) が存在します。

水田耕作地域

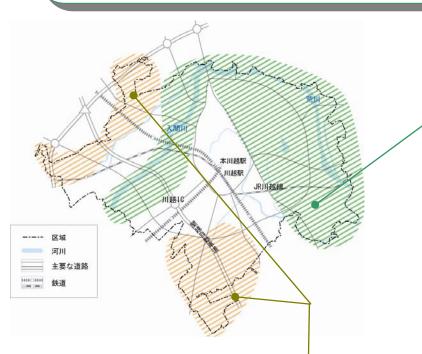
主な農産物…米、麦等



荒川沿い低地の水田地帯



収穫期の風景



畑作地域

主な農産物…かぶ、ほうれん草、だいこん、 さといも、ばれいしょ、にんじん 等



三富地域とその周辺の平地林



さといもの栽培地

Ⅲ. 川越市農業の現状と課題

(3)農業生産

- ○主な生産作物の収穫量は、平成 18 年で約 27,660 トンとなっています。収穫量の半数近くを野菜類が占めており、かぶ $(4,180 \ \text{トン})$ 、ちんげんさい $(963 \ \text{トン})$ 、えだまめ $(540 \ \text{トン})$ は県下市町村で 1位の収穫量を誇ります。
- ○川越市やその周辺で生産されるさつまいもは、江戸時代から「川越いも」として親しまれてきました。現在は、いも類ではさといもの収穫量が最も多く(1,510 トン)、さつまいもの収穫量は平成18年には564トンに留まっています。
- ○米の収穫量は 8,000 トン前後で推移していますが、減少傾向にあります。畜産においても、畜 産農家数・飼養家畜数ともに減少しています。
- ○農産物の多くが作付面積・収穫量ともに減少傾向にある中、だいこんやにんじんは増加しています。
- ○平成 18年の農業産出額は 78.6 億円で、県下市町村で 4位となっていますが、平成 16年以降減少傾向にあります。

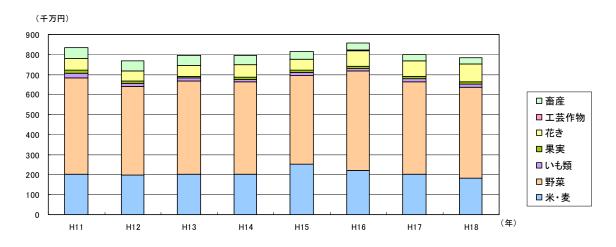


図. 農業産出額の推移(出典:埼玉農林水産統計年報)

(4)川越ブランドの育成

- ○川越産の野菜は「いるま野産」としてブランド化され、市場からも高い評価を受けています。
- (社) 小江戸川越観光協会では川越らしい地域産品を全国にアピールするため「小江戸川越ブランド産品」の認定制度を設けており、さつまいもを原材料とした菓子やビール、米を原材料とした酒等の加工品等が指定されています。





小江戸川越ブランド産品に認定されている川越産農畜産物の加工品 左:「小江戸川越地鶏の卵」、右:「小江戸黒豚ハムソーセージ」

(5)販売形態・流通

- ○農産物は主に直売のほか、市場や農業協同組合、出荷団体へ出荷されています。
- ○市西部には埼玉川越総合地方卸売市場があり、市民に農産物・水産物を提供しています。
- ○農産物直売所は芳野地区と福原地区、霞ヶ関地区の市内3箇所にあります。
- ○学校給食では川越産農産物の使用を推進しており、米は全て川越産のものを使用しています。野菜においても、ほうれん草やこまつ菜をはじめとした多品目で使用を進めていますが、全体での使用率は平成17年の約20%から平成19年の約15%に低下しました。



埼玉川越総合地方卸売市場 写真出典:埼玉川越総合地方卸売市場 H. P.



福原地区の農産物直売所「福菜」



伊佐沼農産物直売所





農産物直売所に並ぶ多彩な川越産農産物・加工品

Ⅲ. 川越市農業の現状と課題

(6)農業農村整備

- ○川越市ではこれまでに、市内各地で土地改良事業を推進してきました。
- ○鴨田地区の農業集落排水事業は完了し、平成 18 年 4 月に供用を開始しています。また石田本郷地区については、平成 24 年の供用を目標に事業を推進しています。
- ○平成 20 年現在、県営湛水防除事業、河川工作物応急対策事業が継続中であり、県営地域用水環境整備事業が平成 21 年から開始予定となっています。

(7)環境への配慮

- ○市内の畜産農家で出される家畜の糞尿は堆肥化され、近隣の農家で活用されており、域内バイ オマス循環が進んでいます。
- ○単独処理浄化槽のみが設置されている地域では、生活雑排水が農業用水路に流入している場所 も見られ、水質への影響が懸念されています。
- ○農村環境の生態系保全への取組として、伊佐沼地区では、伊佐沼へのヨシやハスの植栽による 水質浄化活動や生物観察が市民と協働で実施されています。
- ○減農薬栽培による農産物である特別栽培農産物として、川越市ではほうれん草などが対象となっています。また、市内の 19 名 (平成 20 年現在)の農業者がエコファーマーの認定を受けており、環境と調和した農業への取組が広がっています。



伊佐沼でのハスの植栽



鴨田農業集落排水施設

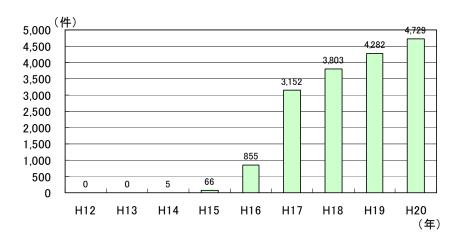


図. 埼玉県におけるエコファーマー認定件数の推移(出典:農林水産省HP)

(8)農とのふれあい

- ○農業の振興と市民交流のための「ふれあいの場」である川越市農業ふれあいセンターの利用者 数は年間約9万人で推移しています。
- ○農業者と地域住民の協働による事業である農地・水・環境保全向上対策事業が、自治会、老人会等の参加を得ながら伊佐沼、山田、古谷本郷上の市内3箇所で実施されています。
- ○埼玉県の市民農園 (レクリエーション農園を除く) は平成 19 年現在 152 箇所、61.5ha、9,338 区画が存在しており、その数は増加傾向にあります。
- 〇市内では、平成 5 年に開設された鴨田ふれあい農園の 1 箇所、3.4ha、311 区画と JA では 36 農園、955 区画があります。



農業ふれあいセンター主催の体験農園



伊佐沼へのハスの苗の移植

(用語解説)

- ・エコファーマー: 平成 11 年に施行された、環境に調和した農業に取り組み、持続農業法(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律)に基づいて知事に認定された農業者のこと。
- ・三富地域:1694~1696 年に、川越藩主であった柳沢吉保によって開拓された地域で、川越市、 所沢市、狭山市、ふじみ野市、三芳町の4市1町にまたがっている。
- ・市民農園:自然とのふれあいを求める都市住民等が、レクリエーション目的として農業に親しめるよう、農地の一定区画を一定期間貸し付ける農園のこと。
- ・単独処理浄化槽: し尿のみを処理し、終末処理下水道以外に流す施設。現在の法律では単独処理浄化槽の製造は禁止されており、し尿と生活雑排水を処理する合併処理浄化槽のみが許可されている。
- •特別栽培農産物:埼玉県による認証制度。農薬及び化学肥料の使用量を県慣行基準の半分以下 に減らして栽培された農産物。
- ・認定農業者:農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が策定した基本構想に示す効率的かつ 安定的な農業経営体を目指して、農業経営のための計画(農業経営改善計画)を 作成し、市町村の認定を受けた農業者。
- ・農業従事者:満15歳以上の世帯員のうち1年間に1日以上自営農業に従事した人。
- ・農地・水・環境保全向上対策事業:農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域 住民が参加する効果の高い共同活動と、農業者が中心となった先進的な営農活動を支援する事業。

3. 川越市の農業の課題

市内の農業の現状をふまえ、川越市の農業が抱える課題を以下に整理します。

農業基盤及び生活環境の整備を通して、地域の課題に対応しながら、景観・環境の保 全につなげていくことが重要です。

- ◆これまでの整備資本の活用・維持管理。
- ◆担い手への利用集積、面的集積に資する農業基盤整備の推進。
- ◆地域からの新たな要望に対応した生産基盤整備を推進。
- ◆遊休農地の再生・解消や水田での生産調整・転作へ対応した生産基盤整備の推進。
- ◆三富地域や平地林等、川越らしい農業の文化的景観の保全。
- ◆水環境等、農業環境の保全に資する生活環境整備。
- ◆地域の環境づくりへの市民参画の推進。

市内や首都圏の消費者の多様な需要に応えられる農産物を十分に生産し、安定して供給していくことが必要です。

- ◆大消費地である首都圏消費者への、安全・安心な農産物の安定的供給。
- ◆さつまいも等、川越市の特産物及び加工原材料の生産振興。
- ◆畜産の経営安定化。
- ◆農・商・工のバランスのとれた立地を生かし、食品産業等、民間企業との連携による販路確保、生産振興。

将来の川越市の農業を担う農業者を育成していくことが重要です。

- ◆都市住民等多様な担い手の確保・育成。
- ◆担い手への利用集積、面的集積の促進。
- ◆認定農業者支援。
- ◆新規就農者支援。
- ◆都市住民等多様な主体の農業、農村環境維持管理への参加促進。

農の多面的機能を重視し、農地や地域の環境に配慮した持続可能な農業を進めていくことが必要です。

- ◆生産工程管理の導入、手法の普及、実践に向けた技術支援。
- ◆エコファーマー(県認定)の認定支援。
- ◆農の多面的機能の評価、評価に基づく保全、活用。
- ◆生態系ネットワークの保全、形成。
- ◆バイオマス活用による都市農村地域循環圏の形成。

地産地消や農とのふれあい、食育の推進等、市民の農業に対する多様な声に対応した取組を進めていくことが重要です。

- ◆川越農業に関わる多様な主体のネットワークの形成。
- ◆地産地消の促進。
- ◆市民の農業への理解促進。
- ◆農産物直売所の増設等、地産地消の推進施設・しくみの整備。
- ◆食育の機会や農とふれあう機会を提供する体験農園等の整備。
- ◆小江戸川越観光との連携、川越産農産物のPRの強化。